# 第3次おびひろ男女共同参画プラン(原案)の概要

## 第1章 プランの基本的な考え方

### 〇 策定の趣旨

本プランは、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定するものです。

### ○ 帯広市の男女共同参画の現状と課題

#### (1) 男女共同参画意識の改革

性別にとらわれず、誰もが、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女 共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、男女共 同参画に関する認識やその意義に対する理解を促進していく必要があります。

#### (2) 暴力を許さない社会の実現

DVやセクハラなどのあらゆる暴力を根絶するためには、暴力が重大な人権侵害である ことへの認識を深め、これを容認しない社会の実現に向け取り組む必要があります。

### (3) 女性が活躍できる社会の実現

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、そのためには、働き方、暮らし方、意識を変革し、仕事と家庭生活の調和が図られた社会の実現に向け取り組む必要があります。

#### 〇 プランの位置付け

このプランは、本市の男女共同参画の推進に関する分野計画として、「第七期帯広市総合計画」に即して策定するものです。

また、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく基本計画としての位置付けに加え、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(D V 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に定める市町村基本計画として位置づけるものです。

#### 〇 プランの期間

このプランの期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とし、男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### 第2章 プランの基本目標

### 基本目標 I 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中で長い間に形づくられてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、多様な性の理解に向け、互いを尊重する意識の浸透が必要です。

市民の理解を促進していくため、家庭や地域、学校などあらゆる場において、男女平等観の形成や多様な性の尊重などに関し意識の改革を図ります。

推進目標	現状値(H30)	目標値(R 6)
固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合	60.9%	増加

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

DVやセクハラ、ストーカー行為などは、重大な人権侵害となる暴力行為であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進することが必要です。

また、DVは、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

こうした女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まない予防教育やDV被害者の支援を進めます。

推進目標	現状値(H30)	目標値(R 6)
市内高等学校におけるデート DV 予防講座実施率	77.8%	100%

### 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり

仕事と家庭生活の両立や、女性の政策・方針決定過程への参画、ライフステージに応じた 働き方の選択など、男女がともに活躍できる環境づくりが必要です。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、女性の活躍を推進します。

推進目標	現状値(H30)	目標値(R 6)
事業所の管理職に占める女性割合	17.5%	増加
育児休業制度を導入している事業所の割合	52.3%	58.3%
事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合	_	増加
審議会等への女性の参画率	32.5%	40.0%以上
市の管理職に占める女性割合	14.1%	15.0%以上
市の育児休業を取得した男性職員の割合	7.0%	13.0%以上

### 第3章 プランの基本方向・基本施策

#### 基本目標 基本方向 基本施策 1男女平等の視点に (1)家庭・地域における男女平等教育の推進 立った教育の推進 (2)学校における男女平等教育の推進 I 互いを尊重する (1)広報・啓発活動の充実及びメディア・ リテラシーの向上 男女共同参画の 2男女共同参画への意識 実現に向けた の向上 (2)調査研究の充実 意識の改革 (3)学習機会や学習情報の提供 3性を尊重する認識の (1)互いの性を尊重する認識の浸透 (2)多様な性への理解促進 浸透 1パートナー等からの (1)DV防止への理解促進 暴力の根絶 (2)DV被害者への相談・支援体制の充実 Ⅱ男女共同参画を 阻害する あらゆる暴力 (1)セクシュアル・ハラスメントなどの暴力 2セクシュアル・ハラス の根絶 防止への理解促進 (DV防止基本計画) メントなど女性に対す (2)若年層への予防教育の推進 る暴力の根絶 (3)被害者への相談・支援体制の充実 (1)審議会等における女性の参画の推進 1政策・方針決定過程 (2)方針決定過程における女性の参画の促進 における 女性の参画促進 (3)農業経営における女性の参画支援 (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 2 男女がともに (2)育児・介護等支援体制の充実 働くための環境整備 (3)家庭生活における男女共同参画の促進 Ⅲ男女がともに 活躍できる 3就労における (1)男女の均等な雇用と待遇の確保 環境づくり 男女平等の促進 (2)職場における男女平等の促進 (女性活躍推進計画) (1)就業支援体制の充実 4 就業機会の確保 (2)女性の経済的自立の支援 (3)女性の再チャレンジ支援 5地域社会等における (1)地域社会等における男女共同参画の促進 (2)防災分野における男女共同参画の推進 男女共同参画の促進

# 第4章 プランの推進

### 〇 推進体制

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくには、市民の理解により連携して事業を展開することが必要なため、市民、団体、企業などと行政が連携して推進していきます。

# 〇 進捗管理

男女共同参画に関する意識や実態を把握し比較・検証するために、市民や事業所を調査対象とした意識調査を実施します。

プランに基づく施策の進行管理については、5年後の目標値を設定した推進目標を用いるなどして進捗状況を把握し、施策に反映させていきます。